和歌山県空家等対策推進協議会会則

（名称）

第１条　本会は、和歌山県空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第２条　この協議会は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、県による市町村への技術的助言、専門知識の共有等を通じ、市町村の空家等対策を促進していくことを目的とする。

（活動）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を実施する。

(1) 再利用が見込めない空家等の除却、適切な管理が行われていない空家等の修繕等の促進に関すること

ア　特定空家等の判断基準の策定（改定）

イ　跡地の活用促進の検討

(2) 空家等に関する課題及び情報の共有に関すること

(3) 空家等に関する相談体制の整備・充実に関すること

(4) その他協議会の目的を達成するために必要と認められること

２　会員は、前項の活動を行うにあたり、協議会に協議又は意見交換事項を提案できる。

３　会員は、協議事項については、全会一致で合意した内容を遵守し、各会員が空家等対策を実施する。意見交換した事項については、協議会の意見及び提言を尊重のうえ各会員が判断し、空家等対策を実施するものとする。

（構成）

第４条　協議会は、別表１に掲げる会員（委員、行政）で構成する。

２　必要に応じて、前項に掲げる以外の者を協議会に加えることができる。

３　委員の任期は、３年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（役員）

第５条　協議会には、会長１名を置く。

２　会長は、委員の互選により選任する。

３　会長に事故等があり職務を遂行できないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。

（協議会の招集等）

第６条　会長は、協議会を招集し、会議の議長を務める。

２　協議会は、原則年２回開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の３分の１以上の請求があった場合には、その都度臨時協議会を開催する。

３　会員は、会議に代理人を出席させることができる。

４　会議は、必要に応じて書面による開催とすることができる。

（専門部会）

第７条　会長は、特定の事項を調査、検討させるために、必要に応じて専門部会を設置することができる。

２　専門部会は、会長が指名する者をもって構成し、部会長は会長が指名する。

３　部会長は、必要に応じて専門部会を招集し、その議長となる。

（オブザーバー）

第８条　協議会は、活動について意見を求めるため、別表２に掲げるオブザーバーを置く。

２　オブザーバーは、協議会の求めにより、会議に出席することができる。

（事務局）

第９条　事務局は和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課に置く。

（雑則）

第１０条　この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

附　則

この会則は、令和4年6月1日から施行する。

附　則

この会則は、令和4年2月17日から施行する。

附　則

この会則は、令和元年6月10日から施行する。

附　則

この会則は、平成31年3月18日から施行する。

附　則

この会則は、平成28年12月27日から施行する。

別表１（第４条関係）

委員	氏名
学識経験者（法律関係）	角松　生史
学識経験者（建築関係）	平田　隆行
弁護士	藤田　隼輝
「建築構造」の専門家	塩谷　欣也
空き家相談に関する有識者	南　順子
不動産流通の専門家	木村　勝次

行政	備考
県	建築住宅課長、都市政策課長、地域振興課長
市町村	担当部課長
和歌山地方法務局	

別表２（第8条関係）

オブザーバー	備考
和歌山県行政書士会	
一般社団法人和歌山県建築士会	
和歌山県司法書士会	
公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会	
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会和歌山県支部	
和歌山県土地家屋調査士会	
一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会	
和歌山弁護士会	
一般社団法人ミチル空間プロジェクト	